

社会福祉法人清明会 介護職員初任者研修（通学）学則

第一章 総則

第1条

当法人の有する福祉サービス機能を地域の人々に還元し人材の育成を図ることは福祉の発展に貢献するものであるという考えに基づき、多様化する福祉ニーズに対応した必要な知識・技術を有する福祉人材の養成を図ることを目的とする。

第2条

本講座は「社会福祉法人清明会 介護職員初任者研修」と称する。

第3条

本講座は社会福祉法人清明会が開講する。

名 称	社会福祉法人清明会
代 表	理事長 寺田 憲児
所 在 地	千葉県八千代市島田台1002-6
研修事業担当者	施設長 近藤 健司
事業所の名称	特別養護老人ホームはなみずき
事業所所在地	千葉県八千代市島田台998-4

第4条

本講座の実施に係る事務を執り行う主たる事務局を、社会福祉法人清明会 特別養護老人ホーム はなみずき（千葉県八千代市島田台998-4）内に置く。

第二章 課程の組織など

第5条

本講座は通学課程とする。

第6条

本講座の定員は12名とする。

第7条

本講座の受講料は65,000円とする。（テキスト費用・教材費用・実習費・保険料等、消費税を含む。但し、健康診断に掛かる費用および通学のための交通費および受講時の食事代は自己負担とする）

2 受講料の変更については、社会福祉法人清明会の協議によってこれを改訂する。

第8条

本講座の修業年限は、「千葉県介護職員初任者研修実施要綱7 研修期間」に定めるとおりとする。

第9条

本講座の会場は、以下のとおりとする。

社会福祉法人清明会 特別養護老人ホームはなみずき内多目的ホール
千葉県八千代市島田台998-4

第10条

本講座の開講日については、各年次の研修指定申請によって定める（研修計画・時間割表参照）。

第11条

研修に関して下記の苦情相談窓口を設けて苦情及び事故が生じた場合は迅速に対応する。
苦情対応窓口：事務局 社会福祉法人清明会の特別養護老人ホーム はなみずき（千葉県八千代市島田台998-4）内に置く。

2 事業実施により知り得た個人情報のみだりに他人に知らせたり、又は不当な目的に使用しない。

3 受講者等が実施等で知り得た個人情報のみだりに他人に知らせたり、又は不当な目的に使用する事がないよう受講者の指導を行う。

第12条

本講座の講師については「千葉県介護職員初任者研修実施要綱4 研修の内容」に基づき、事務局及び社会福祉法人清明会の協議によって推薦、委任した上で行うものとし、別紙「講師一覧表」のとおりとする。

第13条

研修カリキュラムについては、担当科目シラバス等を作成し、別紙「研修計画」のとおりとする。

第14条

本講座課程の修了は各講義の出席と修了試験から判定する。判定の基準は全講義の出席及び修了試験において70点以上の者とし「不合格」となった者および全過程への出席が叶わなかった者に対して、振替受講・再試験等の対応を検討、実施する。

2 修了試験「不合格」となった者については、修了試験当日に再試験を受ける事ができるが、再試験以降の追試は基本行わないものとする。

3 講義の振替受講に関しては次年度の講習を受講でき、その際の振替受講費用負担はないものとする。また振替受講を含め全課程の出席が出来た場合、その年度の修了試験を受けることが出来る。

第 15 条

第 14 条に基づき、本講座の事務局は修了者に対して、修了証明書の発行を行う。

第三章 入学・休学・転学・退学・懲戒など

第 16 条

本講座の受講者は、心身ともに健康で福祉業界に就労を希望する者、家族介護者、あるいは実戦的な介護知識・技術の習得を希望する者のうち、本講座に応募し、受講を認められた者とする。

2 第 6 条に定める定員をもって、募集を締め切るものとする。

但し、定員の超過がない場合であっても、福祉理念に反すると判断される者等については協議の上で受講を認めないことが出来る。

3 経験、資格等による科目・時間の免除については、「千葉県介護職員初任者研修実施要綱 6 研修科目等の免除」に準じるものとする。

第 17 条

受講を希望する者は、次の書類を提出して申し込み手続きを行う。

(1) 本講座所定書式による受講申込書

(2) 本人を確認する証明書（写し）

(3) 健康診断（実施日より 6 ヶ月以内）及び細菌検査（実施日より 3 ヶ月以内）証明書

※ (2) については出席確認時等の本人確認のために必要となり、個人情報については法人規定のもとに厳重管理する。

(4) 保護者同意書（未成年者の場合）

第 18 条

受講を許可された者は、指定する手続き期間内に定める受講料を納めなければならない。定める期間内に受講料の納入がない場合、本講座はその者の受講を取り消すことが出来る。

2 他の介護職員初任者研修の受講経験があり、当該研修先の科目履修認定を受けている者については、科目履修証明をもって編入を許可することが出来る。

3 他の介護職員初任者研修への転出を希望する場合等において、当該受講者から希望があった場合、事務局は科目履修証明を交付する。

第 19 条

病気その他で継続的に受講することが出来ない者は、「千葉県介護職員初任者研修実施要綱 7 研修期間」に定める研修期間を超えない間において休学を認めることが出来る。

第20条

任意に退学しようとする者は、本講座所定書式による書類にて申し出をしなければならない。

2 やむを得ない事情によって退学を希望する場合の取り扱いについては、法人の協議によって定める。

第21条

次の各項に該当する者は、退学の措置を取るものとする。

(1) 「千葉県介護職員初任者研修実施要綱7 研修期間」に定める研修期間内に修了することが出来なかった者

(2) 正当な理由がなく出席を満たさなかった者

2 受講者が研修過程において、著しく適正に欠け、福祉業務従事者としての信用失墜等につながる行為を行った場合は、事業者は当該受講者の研修の継続について協議することができる。

3 その他、本課程の受講者で賞罰に該当するものがあつた場合は、事務局が法人と協議の上、判断するものとする。

4 この規定により退学となつた者が再入学を志望した時は、特別の事情がない限り許可しない。

第22条

その他、この学則に定める事項の他、事業実施に関する重要事項は、事務局が社会福祉法人清明会との協議の上で定めるものとする。

附 則

平成27年10月19日